

令和3年1月6日

役員各位

公益社団法人相模原法人会  
会長 新倉 裕

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る要請への協力について

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

平素は、当会の事業運営に深いご理解並びに温かいご支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、このたびの新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令が見込まれる状況下で、神奈川県への要請への協力と致しまして、当会の事業運営につきまして、下記の通りとさせていただきます。

つきましては、役員各位におかれましては、大変申し訳ございませんが、ご賢察の上ご理解ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、皆様のご事業におかれましても別紙神奈川県からの協力要請(別紙)につきまして、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

### 記

#### <当会の事業について>

期限内の事業を延期または中止するようお願い申し上げます。

会議等については、書面決議またはリモート会議の実施をお願い申し上げます。

#### <上記を講じる期限>

令和3年1月31日(日)まで

なお、上記の期間につきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度、政府発表を鑑みて適宜見直し致します。

以上

令和3年1月5日

一般社団法人神奈川県法人会連合会  
会長 石崎 明 様

神奈川県知事 黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る要請について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

本県における新型コロナの感染急増に歯止めがかからず、緊急事態宣言の発令も見込まれる状況となってきました。医療現場では病床のひっ迫具合が深刻さを増しており、新規感染者の入院先の調整も非常に難しくなっています。

こうした極めて厳しい状況のなか、人の移動や、人と人の接触機会を減らすことで、新規感染者の発生を抑制することが喫緊の課題となっています。

そこで、県では、昨日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を開催し、県民の皆さまへの徹底した外出自粛（生活に必要な場合を除く。）の要請に加え、事業者の皆さまに対して、別添の内容を要請することとしました。

事業者の皆さまには、これまでも、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の取組や感染防止対策取組書の登録・掲示などにご協力いただいているところですが、現下の状況の改善に向けては、これまで以上の取組の強化が必要です。

この危機的な状況を全ての県民、事業者の皆さんと共有し、県の総力を挙げて感染防止対策に取り組むため、ご協力賜りますようお願いいたします。

問合せ先

総務局財政部税制企画課

海老塚、長谷川

電話 045 (210) 2306 (直通)

## 知事メッセージ

本県における新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、医療現場では厳しい状況が続いています。

今後、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、先んじて人の流れを抑え、人と人との接触機会を減少させるため、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

[事業者の皆さんへ]

- 1月11日までの間、横浜市と川崎市にある、酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対して、22時までの時短営業を要請しています。これに加えて、1月8日から、20時まで時短営業を前倒しし、酒類の提供を19時までとじていただいた場合には、協力金を増額します。
- 1月12日から1月31日までの間は、県内の全ての飲食店・カラオケ店に対して、営業時間を20時まで短縮し、酒類の提供は19時までとじていただくようお願いします。
- また、これまでお願いしてきたテレワークについては、5割の目標を設定していただき、時差出勤、週休の分散化、年休取得なども含め、通勤時の密を避ける工夫をお願いします。
- イベントについては、5,000人以下で実施することとし、1月8日以降の新規販売分に適用します。

[県民の皆さんへ]

- 生活に必要な場合を除いて、徹底した外出自粛をお願いします。特に、20時以降の飲食を伴う外出は自粛していただくよう、強く要請します。
- また、仕事は自宅でできるものは自宅をお願いします。

そのほか、

- 職場においては、昼食時間の分散をお願いします。
- 学校の寮生活、クラブ・部活動などの集団行動においては、感染防止対策を徹底してください。さらに、オンライン授業の併用、時差登校等を実施してください。

緊急事態宣言の発令が見込まれる中、この危機的な状況を県民の皆さん一人ひとりが共有し、新型コロナに打ち勝つため、県民総ぐるみの取組をお願いします。

令和3年1月4日

神奈川県知事 黒岩 祐治

# 事業者の皆さんへ

## 1 時短要請について

(令和3年1月8日から11日までの間)

横浜市と川崎市の、酒類を提供する飲食店・カラオケ店は、22時までの時短営業

協力金4万円(/日)

20時までに時短営業(酒類の提供は19時まで)する場合は、協力金を上乗せ

(令和3年1月12日から1月末まで)

全県の全ての飲食店・カラオケ店は、20時までの時短営業(酒類の提供は19時まで)

協力金 4万円(/日)から増額

## 2 企業におけるテレワーク等の徹底

(令和3年1月8日から1月末まで)

5割の目標設定、業務特性に応じたテレワークの徹底  
時差出勤、週休の分散化、年休取得の促進

## 3 イベント

(令和3年1月8日から1月末まで)

5,000人以下で実施(新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない)

スポーツやライブなどのイベント前後の会食禁止等の呼びかけ

## 4 その他

(令和3年1月8日から1月末まで)

- 感染防止対策の更なる徹底
- 職場における昼食時間の分散
- 学校の寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- オンライン授業の併用、時差登校等の実施
- 外出を誘発するイルミネーションは、早めに消灯